

Q6 区・自治会への未加入世帯の加入促進はどうしたらよいですか？

近年、自治会へ加入しない未加入世帯が増え困っています。また、新たに区域内へ引っ越してきた世帯でも加入してもらえない場合があります。区・自治会への加入促進について、市から支援してもらえないでしょうか？

区・自治会への未加入世帯に関しては、多くの区・自治会で苦労されています。区・自治会への加入を強制することはできませんが、区・自治会においては、未加入者に対して、区・自治会が地域の支え合いにより果たしている役割や活動の楽しさを理解してもらえるよう広報紙を発行したり、子どもがいる世帯も参加しやすい行事を実施したりすることも、区・自治会の活動を知りいただく一つの機会となるでしょう。

市では、転入・転居の手続きや新築家屋調査時などの際のチラシ配布、広報かしま・FMかしま等により加入推進を実施しているほか、公益社団法人 全日本不動産協会茨城県本部、公益社団法人 茨城県宅地建物取引業協会の会員の皆さんの協力を得ながら取り組んでいます。

※加入促進の取り組みについて詳しくは、20ページ以降の「5 加入促進の取り組み」をご覧ください。

※区・自治会加入案内チラシ（連絡票）は、地域づくり推進課で作成しています。必要な時はご連絡ください。

Q7 区・自治会の活性化のためには、自分たちで広報紙等の発行も必要だと思いますが、文章の作成が苦手なので困っています。

あまり難しく考えず、A4版1枚程度で、総会、役員会の決定事項等の結果報告や「区・自治会」等の行事のお知らせなどを簡潔に表現するとよいでしょう。定期的に発行し、写真などを掲載することが有効です。地域づくり推進課で作成のサポートも行っていますので、ご相談ください。

【問合せ先】

地域づくり推進課
内線 301

Q 8 区・自治会の回覧板が古くなってきていて使用に耐えない状況です。
交換してもらえますか？

地域づくり推進課で新しい回覧板を配布しております。地域づくり推進課の窓口（市役所1階9番窓口）へお越しいただき、必要部数をお申し出ください。
※古い回覧板は区・自治会で処分をお願いいたします。

【問合せ先】
地域づくり推進課
内線 301

Q 9 区・自治会から市へ要望したいことがあるときは、どのように行えばよいのでしょうか？

区・自治会の総意に基づき、代表者名（区長名）で書面にて要望してください。受付窓口は地域づくり推進課内の市民相談室（市役所1階9番窓口）です。

【問合せ先】
市民相談室
内線 303

要 望 書

年 月 日

鹿嶼市長 樣

- ## 1 申請者

申請地區

連絡先

- ## 2 要望箇所

- ### 3 要望理由

- ## 4 要望箇所図 (別添)

- ## 5 贊同者署名簿

Q10 各種団体等への会費の納入について協力依頼があると聞きましたが、どのようなものがありますか？

区・自治会に御協力いただいている会費等については、次の4種類があります。活動の主旨を御理解いただき、御協力をお願ひいたします。

会費等名	金額	期間	備考
日本赤十字社 社資活動資金 (一般社資)	500円／ 世帯	7月 ～8月	大規模災害による国内外での救援活動、災害時の応急手当の講習会の開催、公民館への災害援護物資の配備などを行っています。 日本赤十字社の事業資金の大半は、区・自治会等を通じて御協力いただいている活動資金及び寄付金によるものです。
鹿嶋市青少年 育成市民会議 地域会員会費	300円／ 世帯	7月 ～8月	青少年の健やかな成長を願い、市民や各種団体の協力を得ながら、高校生育成活動などを始めとした各種事業を展開しています。
鹿嶋市社会福 祉協議会会員 一般会費	500円／ 世帯	7月 ～8月	市民の皆様や地区社会福祉協議会・各種団体・ボランティア・行政などと連携しながら、地域福祉活動を展開するために使われています。
赤い羽根 共同募金	500円／ 世帯	10月 ～12月	茨城県共同募金会が実施し、主に、高齢者や障がいのある方、子どもたちなどの社会福祉の充実に使われています。

※上記期間外も隨時受け付けております

【問合せ先】

日赤▶生活福祉課 内線 317

市青少年育成市民会議▶電話 83-7545

赤い羽根▶市社会福祉協議会 電話 82-2621